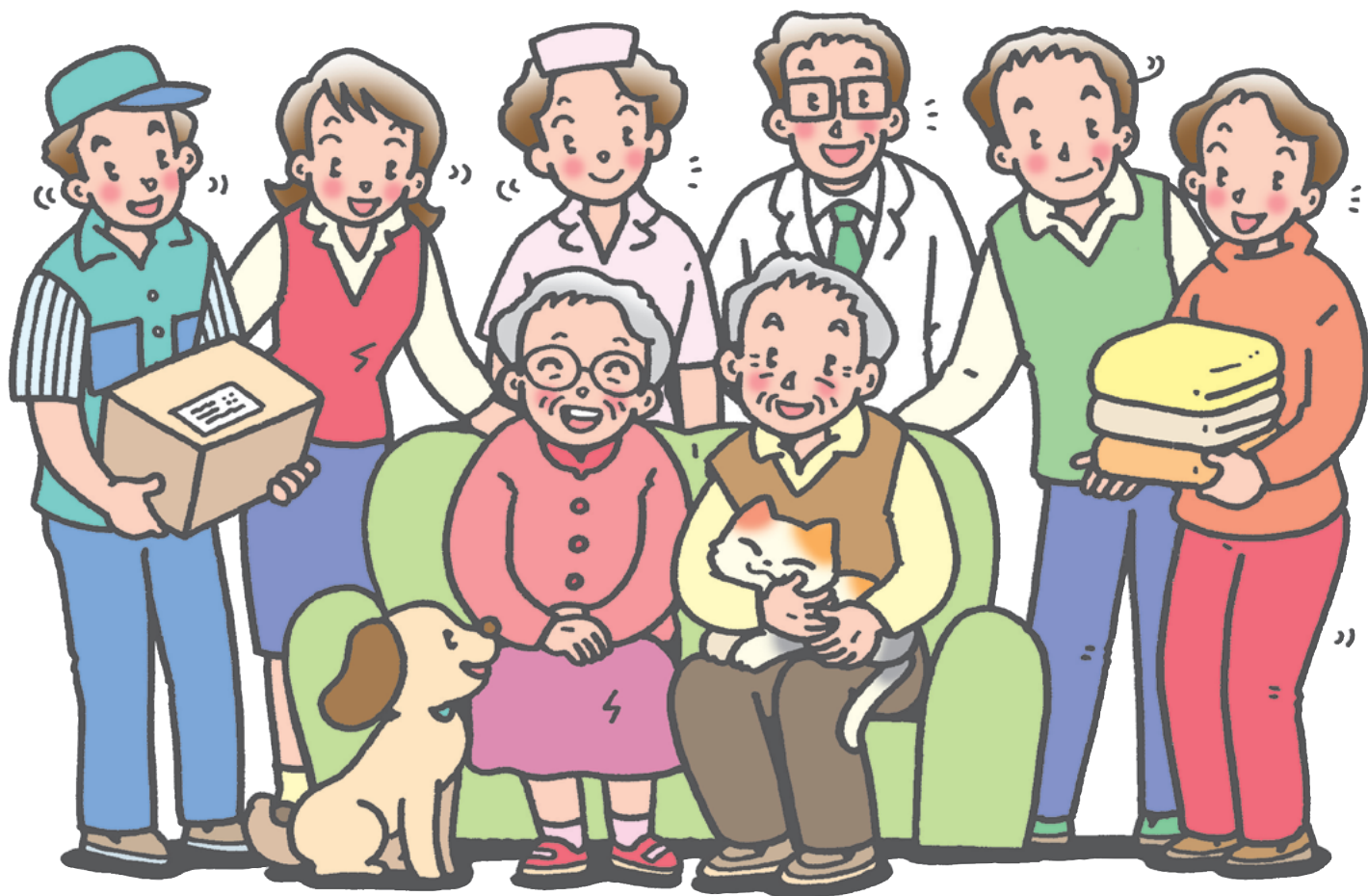


# 高齢者の介護 一人で抱え込んで いませんか？

## 高齢者への虐待を防ぎましょう



超高齢社会と少子化により家族での介護が困難になっていることなどから、高齢者の介護、そして「虐待」が大きな問題となっています。

高齢者の介護は考える以上にたいへんです。高齢者の虐待が増えていることの原因のひとつには「介護者の心身の疲労」があります。介護は長期にわたることも多く、家族だけでがんばっても、限界があります。一人で抱え込まないで、社会的なサービスの利用や、専門機関（家）や地域のネットワークなどを上手に活用することが大切です。

藤 沢 市

# 認知症の高齢者との接し方

～虐待を避けるために～

高齢者虐待が起こる理由のひとつに「人間関係の不和」がありますが、そこには認知症の問題が関係していることが多々あります。認知症は病気であり、治療や対処の仕方によって症状が改善することがありますので、早めに専門家に相談することが大切です。認知症であってもプライドをもった一人の人間であることを忘れないでください。



## ■ 認知症は病気のひとつです

認知症は単なるもの忘れが激しくなった状態ではなく、脳の病気のひとつです。多くは「アルツハイマー型認知症」と「脳血管性認知症」に分けられます。

認知症は早期発見により改善することがあり、症状を抑える薬も出てきています。「おかしい」と気づいてから医療機関に相談するまでに、約7割の家族が2年以上かかっているとの報告があります。

「おかしい」と思ったら、放置することなく早い時期に、8ページに掲載のいきいきサポートセンター（地域包括支援センター）や保健所・市役所、医療機関に相談に行きましょう。

## ■ 認知症の高齢者との接し方

認知症の高齢者を介護・世話するとき大切なことは、本人の自尊心を傷つけないこと、さらに、介護者は一人で背負わず、できるだけ楽に介護できるように工夫することです。認知症の高齢者との接し方を知るためにも、一度いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）や保健所・市役所、医療機関に相談しましょう。

介護の

Point!

### 1. 周囲の協力を得る

介護は、家族や親類、近所の方に協力を頼みましょう。

### 2. 気軽に相談できるような環境づくり

「認知症は病気」との認識を持ち、かかりつけの医師、保健師や訪問看護師などの医療関係者との関係を持つことが大切です。また、ホームヘルパー、ケアマネジャー、いきいきサポートセンターなどに、一人で悩まないで気軽に相談しましょう。気のおけない友達を持つことも大切なことです。

### 3. さまざまなサービスを上手に利用

介護は一人では決してうまくいきません。さまざまな制度やサービスを上手に利用して、自分や家族のことにも目を向けられる「ゆとり」を持つことが大切です。

# 介護の負担を軽くするために

～一人で抱え込んでいませんか？～

高齢者への虐待では、社会的なサービスが活用されていれば防げたり、または最悪の事態は避けられたかもしれない、と悔やまれたりするような事例が多くあります。

こうした原因のひとつとして、社会的なサービスの存在や利用の仕方を知らない場合が多いようです。無理せず、さまざまなサービス・制度を利用して介護しましょう。

## 介護をする人へ

～介護をがんばりすぎていませんか～

## 地域の人へ

～まわりにこんな人はいませんか～



介護の負担を一人で抱えている

認知症がある高齢者を介護している



介護者に疾病や障がいがある

誰もが直面するかもしれない問題です

身近に頼れる家族がいない

経済的に困窮している

近所づきあいが少ない

上記のような状況では、介護者に精神的・身体的な負担がかかりやすくなります。

## ●積極的にサービスや制度を利用しましょう

介護をしている人は負担を軽くするために、サービスや制度を利用してみましょう。

また、上記のような状態の人がまわりにいたら、さまざまなサービスがあることをぜひ、教えてあげてください。

こんなサービス・制度があります



### ●在宅サービス

#### 訪問介護（ホームヘルプ）

介護や家事の支援サービスを行います。

#### 訪問看護

自宅での看護師などによる療養上の世話や診療補助を行います。

#### 通所介護（デイサービス）

送迎により施設での食事や入浴のサービスを行います。

#### ショートステイ

短期間の施設入所サービスが受けられます。

#### 福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

### ●施設サービス

#### 特別養護老人ホーム

原則として、要介護3以上で自宅などでの生活が困難な人が入所して、日常生活支援や介護などが受けられます。

#### 老人保健施設

傷病により体力低下などがある人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護が受けられます。

#### 療養病床等

長期療養が必要な人のための施設で、医療・看護・介護・リハビリテーションなどが受けられます。



# 高齢者虐待とは、どのようなことを言うの？

介護者が「介護」や「いたわり」と思うことも、高齢者にとっては「いじめ」や「ひどいこと」と感じているかもしれません。

また、虐待をしていることに気づいても、自分では歯止めがきかなくなっていることがあります。



## ■ ■ ■ 高齢者虐待とは

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、高齢者虐待防止法）」が2006年4月1日から施行されています。

高齢者虐待防止法では、「高齢者」を65歳以上の者としたうえで、「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待や養介護施設従事者などによる高齢者虐待、と定義しています。具体的には5ページで紹介した例などが虐待にあたります。



## Check! 高齢者が「ひどい仕打ち」と思っていることをしていませんか？

高齢者虐待に関する調査では、高齢者虐待の特徴のひとつに、高齢者の介護や世話をしている半分以上の人が虐待をしている自覚がないという結果が出ています。

虐待の例を示しましたので、知らないうちに不適切な対応になっていないか、チェックしてみましょう。

- 言うことを聞かないので、手を出したり、ののしったりしてしまう。
- 言うことを聞かないので、口をきかないようにしている。
- 介護や世話がたいへんなので、世話をしない。
- 良いことと悪いことをわかってもらうため、たたきなどして「しつけ」をしている。
- 認知症により1人で外出し、行方不明になるので部屋に閉じ込めている。
- 認知症や寝たきりの高齢者がいて、外間が悪いので外出させなかったり、本人を訪ねてくる人がいても会わせないようにしている。
- 年金手帳、預金通帳などを管理し、本人に無断で使っている。
- 経済的に苦しいので、病院へ連れて行くことを控えている。
- 人前でおむつを替える。
- 下半身を裸にしたまま放っている。

これらは高齢者との対応で、気をつける必要がある例です。いくつかチェックが付いた方は、今後の介護や世話についていきいきサポートセンター（地域包括支援センター）など（8ページ参照）に相談してみてください。

## ■ ■ ■ こんなことが「高齢者虐待」です

高齢者虐待防止法では、高齢者への虐待は、「身体的虐待」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」「介護・世話の放棄・放任」の、5つに区分されています。

### 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。

#### 具体的には…

- たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせる など
- ベッドにしばりつけたり、意図的に薬を過剰に与える など



### 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言、または拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい精神的苦痛を与える言動を行うこと。

#### 具体的には…

- 排泄などの失敗に対して、高齢者に恥をかかせる
- 子ども扱いをする、怒鳴る、ののしる、悪口を言う など

### 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、またはわいせつな行為をさせること。

#### 具体的には…

- 懲罰的に下半身を裸にして放置する
- キス、性器への接触、セックスを強要するなど

### 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

#### 具体的には…

- 必要な金銭を渡さない、使わせない
- 本人の不動産、年金、預貯金などを本人の意思・利益に反して使用する など

### 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食、または長時間の放置、その他高齢者の養護を著しく怠ること。

#### 具体的には…

- 髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている
- 空腹状態、脱水状態、また栄養失調の状態にある
- 劣悪な住環境の中に放置し生活させる など

# 虐待が起きない地域づくりのために

生きていれば、いずれ高齢者になり、だれもが高齢者虐待の問題に直面する可能性があります。すべての人が安心して暮らせるように、虐待を未然に防ぎ、助け合える地域づくりが、求められています。

## 地域での声かけと見守りの強化を

介護を要する高齢者を抱えている家庭は、地域の人にその事情をオープンにするようにしましょう。また、地域の人は、そうした家庭や一人暮らしの高齢者をやさしく見守り、声をかけるなどして、地域から孤立させないようにしましょう。「ご近所の底力」を生かして、声かけや見守りなど気軽にできることから始めましょう。

### あいさつを交わす

日常生活での声かけ



### 見守り

新聞が何日もたまっている  
夜になっても部屋の  
明かりがつかない



### 元気づけ

元気がないような  
ときの声かけ



## 高齢者虐待に気づいたら

高齢者虐待は、当事者に自覚がなかったり、虐待を受けている高齢者が家族などに遠慮して、周囲には見えにくいものです。また、他者が口を出しにくいということもあります。

しかし、虐待を止めることは虐待をしている人のためにも必要なことです。迷ったときは、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）などに相談してみましょう（8ページ参照）。

なお、虐待を受けている高齢者本人が通報することもできます。通報者の秘密は守られます。

**家庭で虐待があった場合** → いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）や高齢者支援課へ  
通報により、市が事実確認のための情報収集や訪問調査などを行い、必要な場合は高齢者を保護します。また、相談支援や居宅サービスの提供など、養護者を支える取り組みをします。

**施設などで虐待があった場合** → 高齢者支援課へ  
通報により、市や県が法による監督権限を使って業務や適切な運営を確保することなどにより、高齢者の虐待防止や保護を図っていきます。

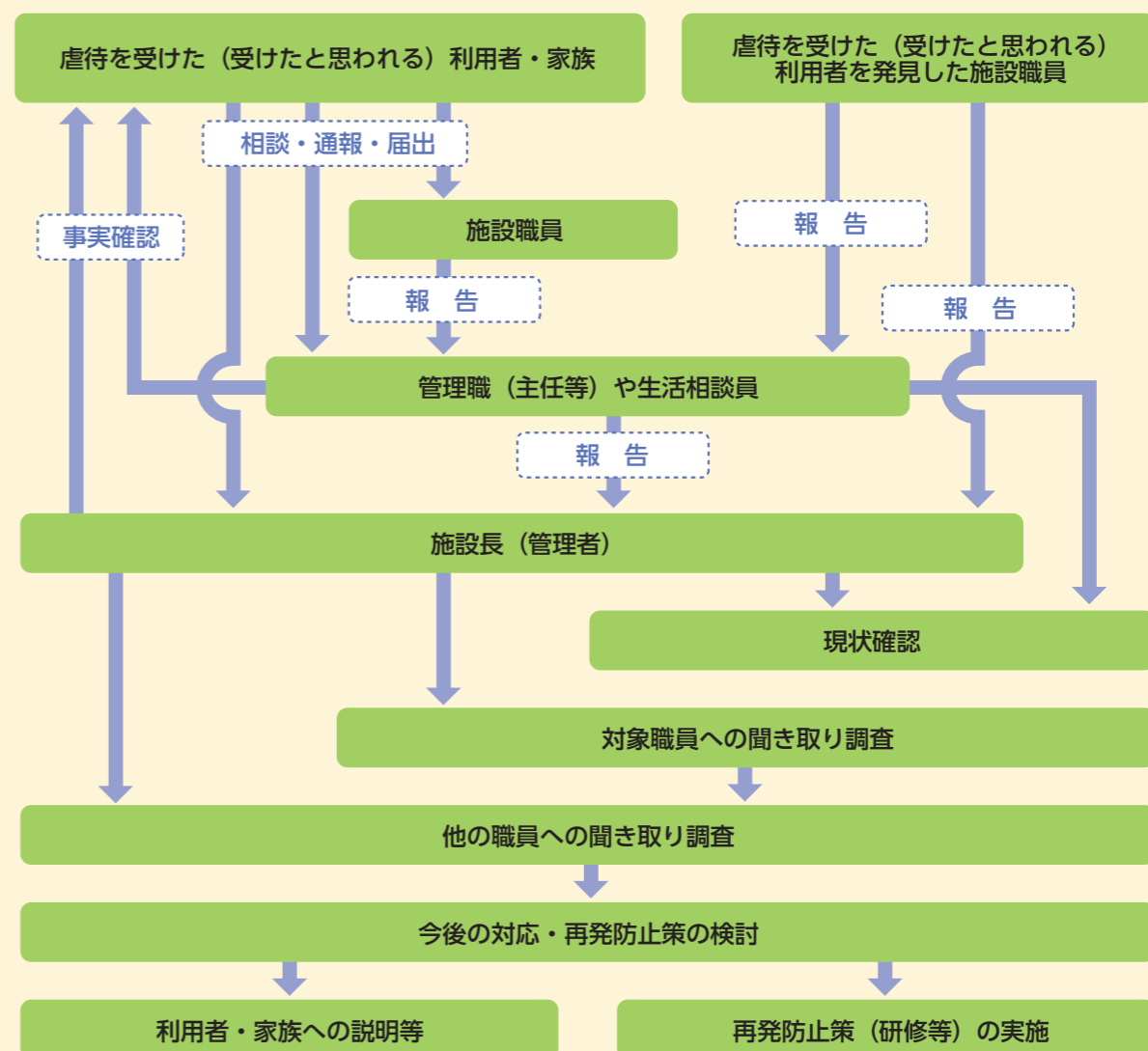
**緊急の対応が必要と  
感じられたときは** → 高齢者支援課や警察へ  
もし、高齢者の生命の危険性など、緊急の対応が必要と感じられたときは、関係機関や行政機関、警察などに相談してみましょう。高齢者虐待防止法では、虐待を発見した家族や施設職員らは市に対し通報義務を負い、通報を受けた市長は家庭や施設に立ち入り調査ができることになっています。

## 養介護施設における取り組み ～高齢者虐待や不適切なケアを防ぐために～

老人ホームや介護保険施設などの養介護施設では、よりよいケアを目指し、さまざまな取り組みをしています。例えば、施設で働く人は、高齢者虐待を発見したら通報する義務があります。また、一人の職員に、サービス利用者やその家族が不快を感じるような不適切な対応がみられたとしても、施設全体の問題ととらえ、事実確認を行い、改善策を検討し、改善に向け一体となって取り組むことが期待されます。

万が一、虐待や不適切なケアがあった場合は、迅速かつ適切に対応することが期待されます。

### 〈参考例〉



市への通報は、本人や家族、職員への調査から虐待が疑われた段階で行います。ただし、虐待を受けた（受けたと思われる）利用者・家族、虐待を受けた（受けたと思われる）利用者を発見した施設職員が直接市へ通報する場合があります。



# いきいきサポートセンター(地域包括支援センター)

高齢者の方が住み慣れた地域で尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるよう、さまざまな方面から支援を行う機関です。

介護に関する相談や悩み以外にも、健康や福祉、医療や生活に関することなど、高齢者の方のどのような相談もお受けいたしますのでお気軽にご相談ください。

名称	所在地、電話・ファクス番号	担当地区(主な町名) (※民生委員・児童委員担当地区に同じ)
片瀬 いきいきサポートセンター	片瀬4-9-22(片瀬しおさい荘内) TEL. 29-5066 FAX. 29-9380	○片瀬・片瀬山・片瀬目白山・片瀬海岸・江の島 ○鶴沼藤が谷の一部
鶴沼南 いきいきサポートセンター	鶴沼海岸2-10-34(鶴沼市民センター内) TEL. 33-1166 FAX. 33-1222	○鶴沼松が岡 ○鶴沼海岸・鶴沼藤が谷・鶴沼桜が岡・本鶴沼の各一部
鶴沼東 いきいきサポートセンター	鶴沼桜が岡4-14-13 タックハウス鶴沼1階 TEL. 55-1511 FAX. 55-1515	○鶴沼花沢町・鶴沼橋・鶴沼石上・鶴沼東・南藤沢 ○本鶴沼・鶴沼桜が岡・鶴沼藤が谷・鶴沼神明・川名の各一部
辻堂東 いきいきサポートセンター	辻堂元町5-5-8 TEL. 36-3333 FAX. 36-3323	○辻堂太平台・辻堂東海岸・辻堂元町 ○辻堂・辻堂新町・鶴沼海岸の各一部
辻堂西 いきいきサポートセンター	辻堂西海岸2-1-17(辻堂市民センター内) TEL. 54-9511 FAX. 54-9513	○辻堂西海岸 ○辻堂の一部
村岡 いきいきサポートセンター	村岡東1-1-1 TEL. 24-4100 FAX. 24-4172	○柄沢・渡内・弥勒寺・村岡東・並木台・宮前・小塚・高谷 ○大鋸・川名・藤が岡の各一部
藤沢東部 いきいきサポートセンター	大鋸3-1-30 TEL. 55-5570 FAX. 55-5571	○朝日町・西富 ○藤沢・大鋸・本町・藤が岡の各一部
藤沢西部 いきいきサポートセンター	本町1-12-17(Fプレイス内1階) TEL. 22-7633 FAX. 22-7876	○花の木 ○藤沢・本町・白旗・本藤沢・みその台・鶴沼・鶴沼神明・羽鳥・城南・稲荷の各一部
明治 いきいきサポートセンター	辻堂神台2-2-1 アイクロス湘南2階 TEL. 35-2811 FAX. 35-2875	○辻堂神台 ○城南・羽鳥・辻堂新町・大庭・稲荷の各一部
善行 いきいきサポートセンター	善行1-2-3(善行市民センター内) TEL. 90-0065 FAX. 84-0850	○善行・善行団地(付近の藤沢番地を含む)・善行坂・立石 ○本藤沢・みその台・白旗・石川・稲荷・大庭・亀井野・西俣野の各一部
善行団地 いきいきサポートセンター	善行団地3-15-2 TEL. 47-7345 FAX. 47-7360	※善行いきいきサポートセンター、善行団地いきいきサポートセンターのどちらでもご相談いただけます。
湘南大庭 いきいきサポートセンター	大庭5527-1(保健医療センター2階こまよせ荘内) TEL. 87-3588 FAX. 88-7357	○大庭・石川・遠藤の各一部
小糸 いきいきサポートセンター	大庭5254-6 湘南スカイビラ1C TEL. 90-4507 FAX. 90-4510	※湘南大庭いきいきサポートセンター、小糸いきいきサポートセンターのどちらでもご相談いただけます。
六会 いきいきサポートセンター	亀井野4-8-1(六会市民センター内) TEL. 80-5877 FAX. 84-9000	○桐原町・天神町 ○亀井野・石川・今田・円行・西俣野・湘南台の各一部
石川いきいきサポートセンター (六会いきいきサポートセンター分室)	石川3-30-12 TEL. 52-7417 FAX. 52-6980	
湘南台 いきいきサポートセンター	湘南台1-8(湘南台文化センター2階) TEL. 45-2300 FAX. 45-3313	○湘南台・円行・高倉・下土棚・今田・亀井野の各一部
遠藤 いきいきサポートセンター	遠藤2984-3(遠藤市民センター内) TEL. 54-8312 FAX. 87-3099	○遠藤・石川の各一部
長後 いきいきサポートセンター	長後513(長後市民センター内) TEL. 45-1121 FAX. 45-1135	○長後・土棚 ○下土棚・高倉の各一部
御所見 いきいきサポートセンター	打戻1760-1(御所見市民センター内) TEL. 49-2020 FAX. 49-2030	○用田・葛原・菅蒲沢・打戻・獺郷・宮原 ○遠藤の一部

お問い合わせは **藤沢市高齢者支援課** TEL 0466-25-1111 内線(3125)  
藤沢市朝日町1番地の1 FAX 0466-50-8412